主 文 原判決はこれを破棄する。 本件を東京地方裁判所に差戻す。

理由

弁護人福田覚太郎の控訴趣意は同人作成名義の控訴趣意書と題する書面記載の通りである(但し論旨第二点以外の論旨は省略する)。これに対し当裁判所は次の通り判断する。

論旨第二点について、

〈要旨〉証拠調の範囲を変更する場合には裁判所は檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かねばならぬことは刑事訴〈/要旨〉訟法第二百九十七條第二項に明定する所である。従つて一旦証拠調の決定をした後で之を取消す場合にも当事者の意見を聴くべきものである。本件訴訟記録を調査するに原裁判所は昭和二十四年三月二十右証人に対する証拠決定を取消す旨宣告したことは各前記日附の各原審公判調書に入に対する証拠決定を取消す旨宣告したことは各前記日附の各原審公判調書に徴し明らかである。而して原裁判所が前掲取消決定の際檢察官及び被告人記載に徴し明らかである。而して原裁判所が前掲取消決定の際檢察官及び被告人見は非正式を表述を表示した。果して然らば原裁判所の右証拠決定の取消を表示してある。よって確全の論旨に対する判断はこれを省略する。よって確全の論旨に対する判断はこれを省略する。

のである。よつて爾余の論旨に対する判断はこれを省略する。 よつて刑事訴訟法第三百九十七條、第三百八十條、第四百條に則り主文の通り判 決する。

(裁判長判事 吉田常次郎 判事 保持道信 判事 鈴木勇)